⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 17 : 00, August 6, 2015

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00, September 30, 2015

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, South Kanto Defense Bureau, MOD, 5―57 Kitanaka-dori, Naka-ku, Yokohama-shi 231―0003, TEL 045―211―7143

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年7月17日

支出負担行為担当官

九州防衛局長　川嶋　貴樹

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　40

○第１号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　海栗島㉕庁舎新設建築その他追加工事

⑶　工事場所　長崎県対馬市

⑷　工事内容　本工事の概要は以下のとおり。

なお、本工事は現在施工中である「海栗島㉕庁舎新設建築その他工事」に係る追加工事である。

（建築分）

・隊庁舎新設（鉄筋コンクリート造３階建て／延べ面積約3,200㎡）の内、直接仮設、既製コンクリート、防水、石、タイル、屋根及びとい、金属、左官、建具、塗装、内外装、ユニット及びその他　一式

（土木分）

・隊庁舎新設（鉄筋コンクリート造３階建て／延べ面積約3,200㎡）に伴う附帯土木　一式

（設備分）

・構内配電線路（約1,100ｍ）及び構内通信線路（約260m）一式

・既設隊舎（鉄筋コンクリート造２階建て／延べ面積約1,500㎡）電力化改修に伴う電気、機械　一式

・既設消火ポンプ室（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積約30㎡）分電盤改修に伴う電気　一式

・既設受配電局舎（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積約200㎡）受配電盤設置改修に伴う電気　一式

・空中線新設（ダブルダブレット１面）に伴う通信　一式

⑸　工期　平成28年９月30日まで。

⑹　使用する主要な資機材　ガラス270㎡

⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。

⑻　本工事は、発注者が競争参加希望者に見積の提出を求め、ヒアリングを通じて見積の妥当性を確認し、妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させるものである。競争参加資格確認資料等の提出時に「別紙に示す工種に対する直接工事費」について記載した見積（以下「見積」という。）を提出するものとする（詳細は入札説明書による。）。

⑼　本工事では、見積の提出後、競争参加希望者の責任者、配置予定の監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）からヒアリングを行い、見積の妥当性を確認するものとする。

⑽　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては九州防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

⑾　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない。

⑵　装備施設本部長から「建築一式工事」に係る一般競争（指名競争）参加資格で級別の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望している（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けている。）。

⑶　装備施設本部長が算定した「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上である。

⑷　平成12年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、地上２階建て以上で、延べ面積1,900㎡以上／（１棟当り）の建物に係る新設建築工事を施工した実績を有する（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」といい、旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。詳細は入札説明書による。

⑸　工事全般の施工計画が適正である。

⑹　次の基準を全て満たす監理技術者等を当該工事に専任で配置できること。

なお、本工事にあっては「海栗島㉕庁舎新設建築その他工事」の監理技術者等と兼ねることができる。

また、契約後速やかに配置出来ること。

ア　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者である。

イ　平成12年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、平屋建て以上で、延べ面積1,000㎡以上／（１棟当り）の建物に係る新設建築工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、九州防衛局長から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（防経施第5989号。27. 4. 1）に基づく指名停止を受けていない。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でない。

⑼　入札に参加を希望する者との間に資本関係又は人的関係がない。詳細は入札説明書による。

⑽　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でない。

３　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の評価項目は、次のアからウとし、詳細は入札説明書による。

ア　企業による技術提案

・内外装工事の施工について。

・内外装工事における施工体制、安全管理について。

イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

ウ　施工体制